

第 65 回宮崎県国土利用計画審議会 会議概要

1 日時

令和 6 年 3 月 1 1 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分から正午まで

2 場所

県庁本館 3 階 総合政策部会議室

3 出席者

委 員：宮崎県国土利用計画審議会委員 1 6 名中 1 2 名（委員 4 名欠席）

県：総合政策部長、中山間・地域政策課、関係課等

傍聴者：なし

4 議事

（1）審議事項

- ・宮崎県土地利用基本計画（計画図）の変更案について
- ・宮崎県国土利用計画審議会の開催方法見直しについて

（2）報告事項

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法について

5 審議結果

審議事項について、原案のとおり了承された。

【主な質疑内容等】

（1）宮崎県土地利用基本計画（計画図）の変更案について

委員	整理番号 3 において、4 ha 森林地域の縮小となっており、現在ほどの地域区分とも重複していないため、白地地域が 4 ha 拡大となっておりますが、この点については、変更前に関係課等と議論を行ったのでしょうか。現在は、森林地域にしか設定されていないため、機械的に白地地域となることでしょうか。例えば、この森林地域について、都市地域や農業地域への編入等は不可能なのでしょうか。
事務局	土地利用基本計画においては、基本的には 5 地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）に区分することとされており、極力白地地域の解消を図ることとしております。しかし、土地利用基本計画は、土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行う

	<p>ことにより各種の土地利用の総合調整を果たすことを目的としており、5地域の重複、白地地域の発生も想定されております。特に森林地域においては、山奥などは都市地域等と重複がなく森林地域のみを設定されている箇所が多く、開発行為が行われますと白地地域にならざるを得ないという状況がございます。</p>
委員	<p>再生エネルギーの観点から太陽光発電等の推進を行っているとのことですが、運用上バッテリーなどの蓄電能力は10年ほどであると伺っております。メガソーラーであったりなどの大規模な発電施設について、機能しなくなったり劣化した場合の対応を危惧しております。森林を切り開いて設置した発電施設が劣化したため、廃棄や放置されるような状況が出てくるのではと考えております。その際の自然環境の保護等の方針、考えをお伺いします。</p>
環境森林課	<p>FIT買電期間は20年となっております、今後、買電を終了し、廃棄されるパネルの増加が見込まれております。国の方も廃棄そのものについて直接規制することは法律の関係上難しいとしております。そのため、廃棄費用を積立てるよう国の方で動いております。併せて、バッテリー等は有害物質を含んでおりますのでこちらの適正な処理の仕組みづくりを進めております。他自治体におきましても大量廃棄を見据えての適切な処理の仕組みづくりを推進しておりまして、県としても推進を図ってまいります。</p>
委員	<p>国の方では流域治水という動きがありますが、参考資料4では、再生可能エネルギー導入状況において、2022年度と2030年度を比べますと太陽光発電が倍となっており森林伐採が進んでしまうのではないかと危惧しております。空き地の活用など森林伐採ではない方法で推進を考えているのかをお伺いします。</p>
環境森林課	<p>太陽光発電の推進を進めているところですが、売電価格が下がっていることを背景としまして、大規模な発電施設等は減少傾向となっております。太陽光発電設備をどのように増やしていくかにつきましては、屋根置き型の太陽光発電設備の導入を重点的に推進していくこととしております。また、空き地なども中心に活用していくこととし補助事業等に取り組んでいる状況でございます。</p>

	<p>また、カーボンニュートラルの実現に向けては、森林による温室効果ガスの吸収量も重要となっております。宮崎県においては、温室効果ガス排出量の約4分の1を森林が吸収しております。カーボンニュートラルにつきましては、温室効果ガスの排出量、森林の吸収量と併せて考えるものでございます。森林の保全と併せて全体としてのカーボンニュートラルに向けた取組を推進したいと考えております。</p>
--	--

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法について

委員	<p>規制区域の考え方は、県一律となっているのでしょうか。または、市町村ごとに策定できるのでしょうか。規制の緩い市町村等に盛土等が行われてしまわないように、市町村ごとに策定することが可能でも規制区域の考え方については、足並みを揃える必要があると考えております。</p>
技術企画課	<p>規制区域については、県と宮崎市が指定できることとなっております。</p> <p>規制区域に対する考え方については、宮崎県と宮崎市で考え方が分かれなないように、県で基礎調査を一括して実施しております。また、区域指定の施行日につきましても宮崎市と調整を図っております。その他の市町村につきましては、県が区域指定を行いますので、市町村によって規制区域の考え方が分かれることはない認識でおります。</p>
委員	<p>規制の対象は、宮崎県のほとんどのエリアが該当するとのことでしたが、規制区域に指定されないエリアがあるのでしょうか。</p>
技術企画課	<p>規制区域の指定は、市町村の意見聴取等を踏まえて正式に決定いたしますので、現時点での考え方に基づく回答となります。</p> <p>宮崎県におきましても、離島等人が住んでいない地域がございます。保全対象が何もない地域につきましては、盛土が持ち込まれることがないと想定され、規制をかける必要がないと考えております。</p>
委員	<p>資料4の4ページ、5ページに規制区域の対象が示されておりますが、規制の対象となる要件に当てはまる盛土等が、県内にどれほどあるのか、また、調査を行う予定があるのかお伺いしたいです。</p>
技術企画課	<p>規制対象となる盛土が県内にどの程度あるのかについては、昔と現</p>

	<p>代の航空写真等の比較から盛土の可能性がある箇所の抽出を行う調査を行っているところです。調査結果につきましては、今年度中にとりまとめられる予定となっております。来年度は、現地調査を行う予定としております。</p>
委員	<p>規制区域の施行については、令和7年4月1日付という理解でよろしいでしょうか。</p>
技術企画課	<p>明確な日付については、決定しておりませんが、施行日につきましては、九州各県で同日とする方向で調整を進めております。</p>
委員	<p>13 ページに責任の所在明確化について記載がありますが、昔、水源であった土地等を宅地造成した場合、地震などの自然災害が起きると液状化などが想定されます。その場合、安全基準違反等にかかってくるのでしょうか。</p>
技術企画課	<p>内容によりますが、規制区域の指定以降、明確に技術基準等が規定されます。技術基準の中に地盤対策についても規定されております。宅地を造成する場合、地盤対策についても行う必要がありますので、そのような対策を怠ったと判断される場合は、工事主などに責任が及ぶ可能性があると考えます。</p>
委員	<p>本法律は、斜面災害のみではなく液状化の問題や地下水が上がらないような対策等全ての土地の問題を含むという理解でよろしいでしょうか。</p>
技術企画課	<p>はい。ただ、規制区域以前の盛土の扱いについては難しいところがあります。</p>